

平成30年第7回女川町教育委員会会議録

- | | | |
|----|-------------|--|
| 1 | 招集月日 | 平成30年7月19日(木) |
| 2 | 招集場所 | 女川中学校1階 図書室(会場変更後) |
| 3 | 出席委員等 | 1番 横井 一彦 委員
2番 平塚 征子 委員
3番 阿部 喜英 委員
4番 新福 悦郎 委員
村上 善司 教育長 |
| 4 | 欠席委員 | なし |
| 5 | 説明のため出席したもの | 教育総務課長 今村 等
教育政策監 春日川真寛
生涯学習課長 佐藤 毅 |
| 6 | 本委員会の書記 | 教育総務課 参事 伊藤富士子 |
| 7 | 開 会 | 午前9時30分 |
| 8 | 会期の決定 | 会期は本日1日限りといたします。 |
| 9 | 前回会議録の承認 | 教育長 初めに、前回の会議録の承認の件をお諮りいたします。すでに配布されておりますが委員の皆様方何かお気づきの点はありませんか。
無いようですので承認とさせていただきます。 |
| 10 | 会議録署名委員の指名 | 教育長 1番 横井 一彦 委員
3番 阿部 喜英 委員 よろしく願いいたします。 |
| 11 | 議 事 | 教育長 それでは、議事に入ります。
報告第4号「専決処分の承認を求めることについて」をお諮りします。
書記に議案を朗読させます。
(議案朗読)
教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。
教育総務課長 それでは、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて」、内容の説明をいたします。
専決処分をした内容は、女川町生涯学習センター用災害復旧備品(ホール・研修室用)の購入に係る契約の締結に対する意見についてでございます。 |

条例の制定、改正及び予定価格 700 万円以上の財産の取得は議会の議決が必要ですが、議案の提案は町長の権限であり、教育委員会には議案の提案権はございません。教育委員会に関する議案を上程する場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定において、町長は事前に教育委員会の意見を聞かなければならないと規定されております。また、女川町教育委員会教育長に対する事務委任規則では、教育に関する議会の議決を得るべき議案については、教育委員会は意見を申し出ることができるかと規定されております。

今般、町長から生涯学習センター備品の取得に関する議案を町議会 7 月臨時会に提案するため、事前の意見を 7 月 11 日に町長から求められたものでございます。

本来であれば教育委員会を開催して決定すべき案件でございますが、今月は 7 月 19 日、本日に委員会が開催されることになっており、町議会第 6 回臨時会はその 2 日前、7 月 17 日の開催でございました。町長から議会への議案送付は、議会開催の 3 日前となっており、7 月 13 日に送付することとなります。町長から教育委員会に求められた意見は遅くともその前日、もしくは当日までに申し出る必要がありました。女川町教育委員会会議規則第 2 条の規定により、教育委員会の会議の招集は、教育長が会議の 3 日前までに、会議の日時、場所及び会議に付議すべき事件を公告して行うとされております。ただし、急を要する場合はこの限りではございませんが、諸般の事情を考慮すると、喫緊に臨時で教育委員会を開催することが難しかったため、女川町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、7 月 11 日付けで専決処分したため、同条第 2 項の規定により、本日の委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、この件の具体的内容につきましては、担当課長である生涯学習課長から申し上げます。

よろしく願いいたします。

生涯学習課長

それでは私から、ただ今の報告第 4 号の内容についてご説明をさせていただきます。

最初に、「教育委員会定例会議案参考資料」をご覧くださいと思います。1 ページ目になります。

7 月 17 日に臨時議会が開催されまして、その臨時議会に議案番号第 85 号「議会の議決に付すべき財産の取得について」という議案名で上程をさせていただいております。

入札関係につきましては、7月10日に指名競争入札で執行いたしまして、4社を指名したところ、3社が応札をいたしております。結果、有限会社芳文堂が落札し、911万6,000円の入札金額に消費税及び地方消費税相当額の8%分72万9,280円を加えた984万5,280円で7月11日に仮契約を締結いたしまして、7月17日の臨時議会に上程をし、議決をいただいております。

物品の納入期限については、9月20日までとなっております。次に、この資料の2枚目をご覧くださいと思います。A3判のカラー刷りのものですが、これが取得する今回の財産の予定数量になります。この購入内訳表に記載のとおりですが、主な備品といたしましては、生涯学習センターのホールのステージで使用する演台1台、花台2台、多目的ひな段1台、金屏風2枚、それからホールで使用する展示用パネル50枚、パネル用の足が80本、長机が80個、いすが240個、研修室で使用する長机が40個、いすが120個、それからユニット畳、これは半畳敷きのものになりますが30枚、座布団が50枚などがございます。

数量的に言えば、ホールと研修室で使用する机類が全部で120個、いすが360個ということで、金額の8割方は机といすの金額という内容となっております。

簡単でございますが、内容の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

教育長 ただ今の議案の説明についてご質問等がありましたらお願いいたします。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、報告第4号は、承認されました。

次に、議案第9号「平成31年度使用教科用図書及び平成31年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）の採択について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 ただ今、議題となりました議案第9号「平成31年度使用教科用図書及び平成31年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）の採択について」、内容を説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条で教育委員会の職務権限について規定され、第 1 号から第 19 号まで区分されております。うち第 6 号で教科書、その他の教材の取扱いに関することと定められております。

平成 31 年度使用教科用図書採択につきましては、石巻採択地区協議会の規則に則りまして、小学校、中学校の教科書の選定事務を行い、先週、7 月 9 日の採択地区協議会で決定されてございます。その結果につきましては、7 月 12 日付けで採択結果の通知がされているものでございます。2 枚目の写しのとおりでございます。

教科書の採択につきましては、本年 3 月 30 日付けで文科省初等中等教育局長から「教科書採択における公正確保の徹底等について」という表題で通知がされ、これを受けまして、当該協議会におきましても、教科用図書の公正な採択を行ってきたところでございます。

この採択結果につきましては、3 枚目に小学校分、4 枚目に中学校分の一覧表を添付してございます。

特に中学校分では、平成 30 年度において新たに特別の教科「道徳」の教科書の採択を行うこととされました。義務教育諸学校において使用される教科書につきましては、無償措置法施行令第 15 条第 1 項の規定により、基本的に同一の教科書を 4 年間採択しなければならないとされており、小学校で使う教科書は、基本的には平成 28 年度と同一の教科書 11 種目と、平成 29 年度で採択された「道徳」と合わせまして 12 種目の教科書が採択されております。中学校で使う教科書におきましても、基本的には小学校と同様に、平成 28 年度と同一の教科書を採択しなければならないこととされておりますことから、「道徳」以外の 15 種目と、今回新たに採択された特別の教科「道徳」と合わせた 16 種目が採択されてございます。

次のページから 3 枚が市販の教科用図書または一般図書といわれるもので、学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書となります。小学校では、生活、国語、算数、図工の合計 73 冊の一般図書、中学校では、社会、理科、美術、保健体育、職業家庭、英語の合計 33 冊の教科書となっております。

次のページは、特別支援学級用のもので、知的障害者用は、小学校は国語、算数、音楽の合計 10 冊、中学校は国語、算数、音楽の 3 冊、聴覚障害者用は、小学校は国語 6 冊、中学校も国語で 1 冊となります。

次に、採択の経過についてご報告いたします。

6月8日に石巻採択地区協議会役員会を開催し、今年度の教科書選定の方針、日程等を協議しております。女川町、東松島市、石巻市の小・中学校の各々の担当の中から選出された調査員、小学校が6名、中学校が10名、計16名で小学校部会、中学校部会ごとに分かれて調査研究を行っております。

なお、教科書展示会は6月15日から7月4日、調査会につきましては6月26日、27日の2日間実施しております。

これらを踏まえ、7月9日に石巻採択地区協議会が開催され、石巻採択地区協議会規則第12条の規定に基づき、石巻市教育委員会から2名、東松島市教育委員会から2名、そして本町教育委員会から平塚委員と村上教育長の2名、計6名の採択委員で構成する協議会におきまして、各種目ごとの調査員を代表する方から報告を受け、宮城県で作成いたしました選定資料を参酌し、別添のとおり教科用図書が採択されております。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条で教科用図書の採択について規定されており、同条第5項で、当該採択地区の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとされていることを申し添えさせていただきます。

以上、教科用図書（一般図書）の採択に係る内容のご説明を申し上げますが、よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願いいたします。

教育長 教科用図書の採択関係では、教育委員の皆様方にはご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。また、平塚征子委員におかれましては、忙しい中、採択地区協議会に足を運んでいただきまして、ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案の説明についてご質問等がありましたらお願いいたします。

（発言なし）

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長 それでは、議案第9号は、承認されました。

議事は、以上となります。

12 報告事項

教育長 次に、「報告事項」に移らせていただきます。

はじめに、私からご報告をさせていただきます。

大変恐縮ですが、資料の確認をさせていただきます。「教育長報告事項」と「別添資料」、それから、後でお話をさせていただきますが、女川町発展計画策定事務局が作成いたしました「中学生アンケート調査について」を別冊で付けております。カラーでなく見にくいところが一部ありますが、お許しをいただきたいと思います。それから去る6月26日に行われましたワークショップ報告会の資料を付けております。これも別冊にしております。以上、4部、多くて恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げます。この後授業参観等もありますので、長くならないように気をつけたいと思います。

では、「教育長報告事項」をご覧になっていただきたいと思いません。

「はじめに」というところで、3点書かせていただきました。第1学期終了ということで、冒頭申し上げましたように、明日、いよいよ第1学期の終業式でございます。このような厳しい暑さが続いている中、女川小学校、中学校とも、現在のところ大きな事故等もなく、子どもたちはいよいよ待ちに待った夏休みを迎えることとなります。改めまして、校長先生、教頭先生のリーダーシップのもと、1学期間の先生方のご尽力に感謝の念でいっぱいでございます。

1学期は、委員の皆様方ご承知のように、大阪北部地震があり、西日本豪雨など、大災害が発生いたしました。また一方で、新潟県では、大変痛ましい事故だったのですが、4年生の女子児童が亡くなるという事件もありました。一方でワールドカップサッカーロシア大会なども開催されて、盛り上がりを見せたところでございますが、大きな事故では、本当に胸が痛めつけられる思いでございました。

そのような中、子どもたちはいよいよ夏休みを迎えます。前後の休みも含めまして、7月21日から8月26日、ちょうど日曜日になっておりますので、そこまでが休みとなります。冒頭でもお話をしましたが、事件や事故等が心配されますし、とにかく事故のない、楽しい夏休みを送るよう今朝ほども校長先生方にはお願いしましたが、事前指導等をしっかりと行うよう校長先生、教頭先生に再度お願いしたいと思っているところでございます。

2番目の西日本豪雨については、本当に痛ましい事故となりました。亡くなられた方が200人を超え、いまだに行方不明者も多数おります。亡くなられた皆様には、謹んで心からお悔やみ

を申し上げますとともに、行方不明者の一日も早い救出を願っているところでございます。

また、2ページに入りますが、避難生活を余儀なくされている皆様には、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願っているところでございます。

この前の臨時議会で倉敷市に女川町から50万円の見舞金を差し上げるということが議決されたところでございます。また、ほかの市町についてもこれから随時対応していくという町長のお話でございました。

いずれにしても、このような災害という大きい事故が続いております。もう一度危機管理ということについて、この夏休みにしっかりと確認しなければならない、また意識を変えていかなければならない、と思っているところでございます。

委員の皆様方におかれましても、何かお気づきの点がございましたらこの危機管理につきまして、よろしく願い申し上げます。

3点目は、第1回総合教育会議が7月5日に開催されました。委員の皆様、大変忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございました。

総合教育会議は、私から申すまでもなく、法の改正が行われまして、その中に総合教育会議の設置が義務付けられました。平成27年度からスタートいたしました。もちろん本町では、これが義務付けられる以前から町長との連携は密にとってきたつもりでございますが、総合教育会議の設置の背景には、滋賀県大津市で発生しました中学生のいじめに端を発した自死事件が影響していると認識しているところでございます。本町では、これまでも、これからも、首長部局、町長とはしっかりと連携を行って、特に平成32年度から施設一体型の小中一貫校がスタートしますから、これまで以上に連携を密にして、明日の女川を担う子どもたちを育てていきたいと考えているところでございます。

なお、第1回目の総合教育会議では、町費負担教員等の配置、それから課題となっております児童生徒のコミュニケーション能力向上等について、活発な話し合いを行っていただきました。貴重なご意見をいただきましたので、今後の教育行政に活かしてまいりたいと思っております。

町長には大変忙しい中、足を運んでいただきまして、会議を主催する側でございますが、感謝申し上げる次第でございます。

続きまして、3ページに入らせていただきます。

前回の教育委員会からあまり期間が経っていないのですが、第1学期の後半ということで、小学校、中学校ともいろいろな行事等が行われたところがございます。

まず、小学校でございますが、下校バス避難訓練が6月27日に行われました。1学期には以前にも引渡し訓練が行われましたが、それに引き続いての訓練でございます。若干連携がスムーズではなかったところもあったようでございまして、バス担当者も、もう一度バス会社としっかり話をし、次の避難訓練はより充実したものにしていきたいと話しているところでございます。

6月26日に小・中合同授業研究会を開催いたしました。これは「別添資料」の1～2ページをご覧になっていただきたいと思っております。

今年は小学校で授業提供を行っていただきまして、5名の先生方に授業を行っていただきました。その授業者等については、「別添資料」1ページの下の方をご覧になっていただきたいと思っております。大変すばらしい授業を提供していただきました。話し合いも活発に行われまして、小・中合同授業研究会というのは本町の一つの目玉になってきております。今、指導主事訪問の形式が変わりまして、以前のような全員が授業をするということがなくなってまいりました。そのような中で、小・中学校の合同授業研究会というのは非常に意義のあるものと捉えております。第2学期も行う予定でございます。より充実したものにしていきたいと思っております。

「教育長報告事項」に戻らせていただきます。3ページをご覧になっていただきたいと思っております。

各学年でいろいろな学習が行われ、地域の方などのご協力もいただきました。第5学年では、防災学習（火起こし体験）を行いました。

それから7月2日の人権に関する道徳授業では、平塚征子委員に大変お世話になったところがございます。

5学年では家庭教育学級（スマホ教室）、6年生では家庭教育学級（薬物乱用防止教室）を開催いたしました。この日ちょうど県の生涯学習課の社会教育専門監ほか、社会教育主事の先生が小学校を訪問いたしまして、この様子をご覧になっていただきました。保護者と子どもが一緒になってスマホ教室を聞いている、あるいは薬物乱用防止教室に臨んでいる姿を見て大変感心

しておられました。一方で、4年生では江島法印神楽の練習なども行っているところがございます。

その少し下に、女川商売塾第2回実行委員会ということで、これは阿部喜英委員に大変お世話になっているのですが、女川生活実学の一環として、現在、小学生が取り組んでいるところがございます。

以下、ここにあるような取り組みが小学校で行われました。

4ページに入らせていただきます。

第1回目の今年度のいじめアンケートの結果と考察については、「別添資料」3ページから6ページまでございます。そこをご覧になっていただきたいと思えます。

「別添資料」3ページから第1回目のいじめアンケートについての結果と考察が載っております。

2番目のアンケート内容と結果のところでございますが、これは周りから見た質問でございます。「今、あなたの学級でいじめを見たことがありますか」、合計10件挙げられております。これについては先生方もしっかり把握しているようでございます。

4ページに入らせていただきます。⑤「今、あなたは、いじめに当たるようなことをされていますか」、これは17件になっております。見たのと実際に一人一人が感じているいじめの件数にももちろんずれはあるところがございますが、17件。その内容については、4～5ページ、黒くというか濃く書かれているところ、学校で対応したものが書かれております。すべて学校で把握いたしまして、対応しているところがございます。

これを見ますと、5年生、6年生では、「見たことがありますか」も、あるいは「あなたがいじめに当たるようなことをされていますか」もゼロになっております。中学年が多いかなという感じでございます。

5ページにいろいろな対応等を書いておりまして、6ページをご覧になっていただきたいと思えます。大きな4番、考察と対応ということで、①をご覧になっていただきたいと思えます。アンケート結果全体を通した考察、中頃あたりでございますが、「いじめられている」と答えた児童は全体で17名おります。内訳は、「悪口」、「嫌なことをされる」、「仲間外れ等」、「軽度な暴力」、「その他」となっている。

担任からもう一度詳しく状況を確認したところ、1件を除く16件については、継続性はない、本人たちに指導して解決している、という報告をいただいております。

その1件は何かというと、(2)いじめと認められる事案についての詳細とこれまでの対応、今後の取組の中の①いじめの発見の経緯のところに書かれておりますが、5月のアンケートに、転校生ですが、悪口を言われるという記載があり、それがずっと続いているような件ということで書かれております。この件につきましては、今後もしっかりと見守っていきたいという報告を受けております。その後、ひどくなったとか、その児童が大変困っているという報告は受けておりません。

いずれにいたしましても、小学校の第1回目のいじめアンケート調査の結果と考察はこのとおりでございます。

それから「別添資料」の7ページ、前回、在庁時間の件で、少しでも減るようにということをお話させていただきました。小学校は字が小さくて、カラーでなくて、真っ黒になっておりました大変失礼いたしました。脇のところに時間を書いております。小学校は80時間を超える先生は何人もいなくて、前回よりも改善されていると思っているところでございます。見にくい資料で申し訳ございません。

「教育長報告事項」の4ページに戻らせていただきます。

これからの予定といたしましては、夏休み中に、第2回女川の教育を考える会が7月30日。これは午後からですが、午前中に女川町教育講演会ということで、教育委員さんにも以前お話をしましたが、震災当時のお話を、直接体験された方あるいは先生方を呼んでお話をするという講演会でございます。今回はいろいろご活躍をされております、震災当時旧女川一中の教員でございました佐藤敏郎先生をお呼びして講演会を行う予定でございます。先生方も震災当時とは大きく変わりましたので、震災当時あるいは直後のことをしっかりと伝えていきたいということで、これについては毎年やっていきたいと考えているところでございます。

それから、8月2日に小・中学校教育課程研究協議会が開催されます。

第2学期始業式は8月27日となっております。

中学校は、細かい行事等はなく、県大会に向けての練習、あるいは期末テストに向けての勉強ということで、この期間は終了いたしました。

その中で、先輩の話を聞く会が7月3日にありまして、本年度は、2年生の生徒も入って高校生の先輩からいろいろな話を聞いたようでございます。高校生の先輩は10人以上参加したと聞

いております。

それから中学校の第1回いじめアンケート調査の結果と考察については、「別添資料」の8ページをご覧になっていただきたいと思えます。

実は中学校は、前年度の最後のいじめアンケートで認知件数がゼロというのがありました。これについては、本当にゼロかということで疑問視もしたのですが、校長先生、教頭先生の報告によりますと、本当にしっかりと調査した結果だということで、いいことなのだなと思っていましたら、今回も、第1回目ですが、8ページのアンケート結果の(1)「4月から今日までに、あなたはいじめを受けたことがありますか」は、1年生で2件あっただけで、全校では2件でありました。それで2年生、3年生はゼロとなっております。これは前年度の1年生、2年生の時の最後の調査でゼロということで、これがずっと続いていると思っているところでございます。

その2件については、下に書かれているとおりでございまして、いわゆる悪質、陰湿ないじめ等ではございません。

9ページに入らせていただきます。

(2)「あなたのまわりでいじめがありましたか」では、2年生で1件増えまして、3件となっております。その内容については、その下に書かれているとおりでございまして。これらについては、長期的や陰湿的ないじめというような報告は受けておりません。すべて教員が把握し、経過観察、あるいは解決しているところでございます。

一番私が評価したかったのは、「別添資料」の9ページの(3)「もし、あなたがいじめにあたり、あなたのまわりでいじめがあったりした場合に、誰に相談しますか」というところで、以前は先生がすごく少なかったのですが、先生が32名、家族・親が49名、友達28名となっております。ずいぶん先生に相談するようになってきたなと思っているところでございます。ただ、相談しないというのがまだ10名を超えておりますので、この辺のところの指導かなと思っているところでございます。

10ページ、分析と対応というところで3点掲げられております。

②で「全体として、重大ないじめ事案はなかったが」ということで書かれているところでございます。

「別添資料」11～13ページは、大変、教育委員さんにはご心配をかけましたが、画像拡散に関わることからいわゆるケータイ・スマホ等についてのアンケートを実施したところでございます。

横で見にくくて恐縮です。

11 ページはアンケート調査の用紙でございまして、12 ページからその集計があります。

12 ページで、「あなたはケータイ・スマホを持っていますか」ということで、現在中学生は 131 名ですが、そのうち 107 名、8 割以上がケータイ・スマホを持っているという状況です。

それで一時、ケータイ・スマホの許可について教育委員さんからもうそろそろいいのではないかということで、本年度からかなり限定しております。以前はもっと多かったのですが、今年度は 24 名、2 割を切っておりますが、24 名がケータイ・スマホの許可を受けております。

それから、中学校の生徒会を中心に頑張ってもらっていますが、「1 2 1 0 運動を守っていますか」という質問には、131 名中 100 名、4 分の 3 の生徒は守っている状況です。4 分の 1、いわゆる 2 割の法則ではないのですが、4 分の 1 の生徒をこれからどう指導していくかにあるのではないかと考えております。

それから、以下、画像拡散に関わる質問等に関連するものがあるのですが、8 番「女川中学生・他中生の動画・画像を持っていますか」は、結構ありまして、もちろんスポーツをやっているとか、あるいは友達と撮った写真とか、いわゆる卑猥な画像ではないのですが、76 名が持っている。それから「勝手な送受信が犯罪につながることを知っていますか」ということは、大体の生徒は知っていると。知らない生徒が 16 名、約 1 割を超える数が知らないということが分かりました。この辺のところは中学校ですぐ指導を行ったようでございます。

「別添資料」13 ページに入らせていただきます。

1 2 1 0 運動を守らない理由は何かということで、そこにいろいろあるようでございます。例えば 2 年 1 組の生徒は、忘れてしまうとか、ゲーム・ライン・ユーチューブをしているとか、2 年 2 組の生徒だと、夜に SNS を使う。やはりユーチューブというのはあるようでございます。3 年生になると、使いたいから、特に理由はないとなるようでございます。

それから最後、「女川中生と他中生の画像をどのように入手しましたか」ということで、1 年生では、親が撮った、SNS 上の写真を保存した、グループ内に送られた、一緒に撮った。2 年生は、一緒に撮った、友達に送ってもらった。3 年生になると、送られてきたとか、そういうことがもろもろ載っているようでございます。

中学校ではこれらを踏まえて、結構画像のやり取りをしているということで、再度、授業参観の後や、明日も終業式が終わった後いろいろな注意をするという報告を受けております。いずれにいたしましても、このような実態でございました。

続きまして14ページは、在庁記録の一覧でございます。6月も中総体が多かったのですが、何とかこれを配慮してほしいとお願いをしたところでございますが、中学校は、小学校と比べるとまだまだ多いのかなと思っているところでございます。これらについては、これから粘り強く対応等をさせていただきたいと思っているところでございます。

「報告事項」の5ページに入らせていただきます。

中学生のアンケート調査ということで、今、女川町では女川町発展計画というものを作っております。その会議がありまして、話し合いが行われている最中でございます。その中で、将来の女川を担う子どもたちの声を聞いたらどうかというご意見がありまして、中学生にアンケート調査を実施したところでございます。そのアンケート調査をする前に、町長が忙しい中、足を運んでいただきまして、朝の15分だけで、本当に短い時間でご無礼をしたのですが、町長のお話が終わった後、放課後にアンケート調査を行ったところでございます。それが別冊になっております。これを細かく話すと長くなるので時間のある時にご覧になっていただきたいと思いますが、中学生は本当にいろいろなことを考えているな、あるいは、女川のことを本当に思っているなということが真っ先に感じたところでございます。

なお、この策定会議には阿部喜英委員も入っておりますが、中学生の貴重な意見を活かしていきたいというご意見等もいただいております。

後ろの方に自由記述欄があるのですが、これは全部を取り上げたわけではないのですが、本当に貴重な意見が入っております。ここに書かれていないのですが、実は多くの生徒が、町長にわざわざお話をいただいて、ありがとうございましたと、まず前段に書いている生徒が多かったことにびっくりしました。改めて中学校の子どもたちの気持ちをうれしく思ったところでございます。

その中で私が印象に残ったのは、大人の遊び場はあるけど、子どもの遊び場がないというのが一番印象に残りました。それから、これは策定会議でも出たのですが、一回外に出るのはしょうがないのではないかと。ただ、出て、どう女川と関わるか、

あるいはどう戻ってくるかの方が大事ではないかなどなど、意見が出たところがございます。

クロス集計などをしておりますので、ぜひ時間のある時にお目通しいただければありがたいと思っております。特に後半の自由記述は、貴重な意見をいただきました。生徒の皆さんに感謝申し上げる次第でございます。

「教育長報告事項」の5ページに戻らせていただきますが、中学校はいよいよ日曜日から宮城県中学校総合体育大会が開催されます。野球は大崎地区で開催されまして、初戦は旧松山町の松山町民球場で行われます。柔道は県の武道館、バドミントンは仙台市の宮城野体育館、陸上は利府のグランディ・21で行われる予定でございます。石巻地区の代表の意識を持って頑張るようにとお願いしたところがございます。

最後の「別添資料」は、6月26日に開催されました小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務のワークショップ報告会でございます。こういう意見が出たが取り上げられなかった、こういう意見は取り上げられたというのが後ろの方に載っております。本当に設計会社にはご苦勞をかけたのですが、まとめていただきました。これらを学校現場に配付いたしまして、保護者にも何らかの形で配付していただくようお願いしているところがございます。また、子どもたちから意見が出たところについても、2学期あたりに子どもたちにしっかりと、これは取り上げられた、これは残念ながらこうだったというところは返したいと思っております。いずれにいたしましても、貴重なご意見等をいただきまして、可能な限り意見を取り上げるよう努力したところがございます。あと、細かいところはお目通しいただければと思っております。

また「教育長報告事項」5ページに戻らせていただきまして、議会関係、先程課長の議案説明の中にありましたように、7月17日に臨時議会が開催されたところがございます。

それから7月13日には、山形市で東北6県の教育委員会連合会というのがあるのですが、その教育委員・教育長研修会に私が参加させていただきました。この中で、鶴岡でイタリア料理店を経営している奥田さんという地域づくりを一生懸命行っている方で、大変面白い、すばらしいお話を頂戴いたしました。何らかの形で女川でもいろいろな話をしてもらえればと思った方でございます。

6ページに入らせていただきます。

校長・教頭会議は7月31日に開催されます。

生涯学習関係については、後で佐藤課長から報告がございます。私から1点だけ、勤労青少年センターの図書室が7月1日から、新しい図書室への移動等もありまして閉館になっております。その他といたしましては、そこにありますように、いろいろなことがありました。今年も向学館に鈴幸漁業株式会社様と七十七銀行様から寄付金をいただいたところでございます。

7ページに入らせていただきます。

そこにいろいろ載っておりますが、下の方でございますが、平成30年度おにぎり大使壮行式が7月14日にありました。おにぎり大使は7月25日から7月31日までで、詳しい日程については「別添資料」を後でご覧になってください。16ページに載っております。女川中学校からは、3年生の鈴木来哉君、高橋小紅さんの2名が参加いたします。

それから昨日、第1回女川町学校警察連絡協議会がありまして、佐藤女川交番所長から貴重なお話を頂戴したところでございます。今のところ町内では小学生、中学生の夜間徘徊などはないが、今は特に蛇田地区が、交番に火炎瓶を投げられたりと非常に落ち着かない状況になっているということで、警察も力を入れていると。石巻川開き等があるので、そこにまき込まれないように、女川小学校、中学校の子どもたちには十分注意してほしいなどの話がありました。

最後になりますが、スマートフォン、SNS等の不適切な利用ということで、本町でもあったのですが、最近続いているということで、県から通知があったところでございます。

それから大阪北部地震で問題となりましたブロック塀等の安全点検等状況調査結果についてということで、県の調査の資料が「別添資料」の19ページから載っております。

もちろん本町では該当するところはありませんが、19ページの5、調査結果(1)県立学校のところで、学校敷地内にブロック塀等がある学校が19校ある。そのうち違反しているブロック塀等がある学校が6校あったということでございます。それから、市町村立学校については41校、そのうち20校が適合しないブロック塀等があるという報告をいただいております。詳細につきましては、20～22ページをご覧になっていただければと思います。

その他には、このように書かせていただきました。親しくお付き合いをさせていただいております福島県大熊町教育委員会の

教育総務課長

武内教育長のことが7月6日の河北新報の河北春秋に載りました。武内教育長先生らしいお言葉だなと思って拝見しまして、余計だったのですが、23ページに付けさせていただきました。お読みになった方もいらっしゃるかと思いますが、非常に暖かい言葉だなと思って取り上げさせていただきました。

長くなってしまいました。よろしくお願い申し上げます。

次に、教育総務課長から報告させます。

それでは、私から説明をさせていただきたいと思います。資料をご覧ください。資料は、私から説明をさせていただきたいと思います。

まず、1の日程関係でございます。教育長と重複する部分がございますので、簡単にご説明させていただきます。

まず、(1)ワークショップの報告会が6月26日ということで、参加者が計18名の参加でございました。

第1回女川町総合教育会議が7月5日、第16回女川町小中向連絡協議会が7月12日、臨時会が7月17日。この臨時会の終了後、午後から産業教育常任委員会の閉会中の調査案件といたしまして、「小中一貫校開校に向けた小中学生の通学方法について」ということで調査をいたしました。12月の定例会をめぐりその内容を協議していくという状況でございます。

ただ、委員さん方からは、今の通学の基準が、片道2km以内の児童生徒は全員徒歩通学、2kmを超える場合は公共交通機関を利用する、北浦、五部浦はスクールバスという形で考えてございますが、その中で高台に民家があったおかげで道路ぎわに以前のように民家がないため、危険ではないかと。あとは自転車の使用なども含めて、皆さんで協議をしていくという内容になってございます。

次に、実施予定でございます。

まず、平成30年度「市町村等教育委員研究協議会」は、7月20日、明日でございます。新福委員と、教育総務課から職員2名の計3名で参加する予定となっております。

(2)教職員の研修でございます。まず、女川原子力発電所構内等視察研修が7月23日、参加者が17名。原子力視察といたしまして、小中一貫校視察研修が8月7日から9日まで、参加者は8名。佐賀県に行っております。

(3)といたしまして、女川町教育講演会が7月30日(月)10時から。「防災教育について」ということで、元女川中学校の佐藤敏郎先生のご講演をいただきます。

午後から女川の教育を考える会が開催される予定となっております。

ます。

次に、大きな2番、事故報告でございます。女川中学校生徒に関するけがということで、1年生の生徒が6月23日(土)、総合運動場内の芝生エリアで友人と遊んでいて、芝生の坂を駆け下りた際に、敷地内道路との境界に張ってあるプラロープに首が掛かりまして倒れ、地面に頭を打ちつけ頭部を裂傷し3針縫合したものであるということで、それ以降頭の方に影響はないということで、元気に登校しております。

次に、大きな3番目、夏期休業等につきまして、まず、1)夏期休業につきましては、小・中学校、7月21日(土)から8月25日(土)ということで、8月27日が2学期の始業になります。2番目といたしまして、夏期休業中の連絡体制につきましては、事故、事件等が発生した場合適切な対応ができるような連絡体制をとるということで指示をしております。

次に、学校閉鎖につきましては、8月10日から16日まで。プールなしが、小学校が8月10日から17日まで、中学校は8月9日から17日まで。中学校の部活なしが8月10日から16日までという設定をさせていただきました。

2ページ目に移っていただきまして、4番のその他でございます。「人づくり・夢資金」の活用状況ということで、平成26年から10件の義援金の受け入れがございました。その合計額が13,500,000円で、こちらにつきましては中学校の入学記念品、小・中学校の英検・漢検等の基礎学力の方に充当させていただいております。平成29年度末で1,051,783円を支出してございます。これは今後とも継続していきたいと考えてございます。

次に、学校支援といたしまして、東北学院同窓会から、2011年から継続していただいているのですが、1自治体10万円相当の教育支援品ということで、今年度は小・中とも図書カード5万円分を希望してございます。

次に、一般事項といたしまして、平成29年度の学習塾代等支援事業の交付実績でございます。補助金額が10,665,169円。交付状況につきましては、交付者数259名に交付しております。

2番目、平成29年度の高等学校等通学費等補助事業の交付実績でございます。補助金額が8,053,461円。交付状況につきましては135名、そのうち通学費が130名、下宿代が5名という内容でございます。

以上でございます。

教育長 続きまして、生涯学習課長から報告させます。

それでは、7月分、8月分の予定事業、実施事業の報告をさせていただきます。

7月分でございますが、7月1日、町民トレッキング夏ということで計画をしておりました。場所は薬菜山でしたが、希望者が2人ということで、10名未満ということで中止になっております。

7月1日から、教育長が先程おっしゃいましたとおり、勤労青少年センターの図書室は移転準備のため閉館になっております。バスを使った移動図書については、そのまま実施しております。7月7日、8日にレディースソフトボール大会の県大会ということで、これは一昨年からようやくソフトボールも県大会規模の大会を開けるような状態になってきていまして、今年で3年目となります。8チームが参加しております。

それから14日、親子アドベンチャークラブの2回目ですが、これは今年2回目で初めて離島を冒険しようということで、出島に行きました。13家族で28～29人の親子が参加されております。寺間が中心だったのですが、出島の四子館貝塚など遺跡の方にも行って、出島に初めて来た人と聞いたところ、手を挙げたお子さんが3分の2以上いたという状態で、ちょっとびっくりしたところございました。

それから21日（土）は、まなびっこの連携事業、放課後子供教室の連携事業になりますが、海の体験教室ということで小屋取で実施される予定です。

29日（日）には、毎年恒例となっております獅子振り披露会が今年も駅前で10時半から開催される予定となっております。

7月31日から8月2日までは、ジュニア・リーダーの塩谷町との交流会ということで、職員3人随行のうえ、今年も塩谷町に行つてまいります。

8月は、HLABの関係で13日から20日までの間、女川町を会場に去年と同じように開催されるということで、今現在、事業を県と協議をしながら進めているところでございます。

22日（水）には、夏休みの終わり頃になりますが、女川小学校でインリーダー研修会ということで、これは毎年やっておりますが、今年も22日に実施する予定となっております。

24日から26日までの3日間ですが、第45回東北総合体育大会柔道競技大会が、東北総体自体が宮城県で開催されて、柔道競技が女川町で開催されるというような日程でございますが、大会自体は25日、26日の2日間でございます。24日（金）は監

督主将会議や審判員会議、歓迎レセプション、その他もろもろの会議関係をやりながら、25日、26日に試合をするという日程となっております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

教育長 ただ今の報告事項について何かご質問ご意見等ございませんか。もし何かありましたら、後の協議会でも構いませんので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

(発言なし)

13 その他

教育長 それでは、「7その他」に入ります。

「夏休み中の連続休暇取得の環境づくりについて(要請)」及び「石巻管内での女子小学生に対する声かけ事案について」を教育総務課長から報告します。

教育総務課長 それでは、資料をご覧になっていただきたいと思います。

宮城県教職員組合から夏休み中の連続休暇取得の環境づくりについての要請書の提出がございました。

要請の趣旨といたしましては、震災後7年を経過し、震災関連を含め、様々な対応、復興業務などにより被災沿岸部の教職員のみならず、他の教職員も多忙を極めている状況下にあることを踏まえ、今年度6月に行われた県教委と組合との長期休業中の勤務等に関する交渉での県教育委員会の回答に沿って、お盆を中心とする一定期間の『学校閉庁日』(当番を置かない日)を設けるよう要請されたものでございます。

まず、大きな1番といたしまして、小・中学校の夏休みにおいて、お盆を中心とする一定期間の5日間を『学校閉庁日』(当番を置かない日)とするよう、閉庁日を設けること。

二つ目といたしまして、お盆前の土日を含み、『学校閉庁日』(当番を置かない日)と定めた期間は、部活動等を休止し、児童・生徒も教職員も休養するよう、学校にお願いすること。

この2点について要請がされたものでございます。

本町におきましては、先程の報告事項にもあるように、8月10日(金)から16日(木)までを学校閉庁日(当番を置かない日)として、また、部活動等も休止の措置をとることとしてございます。また、学校ごとにプール監視員、小・中学校合わせて6名を配置することで、先生方の負担軽減を図っております。今後もすべての教職員が連続した休暇が取れるよう環境整備に努めてまいりたいと考えてございます。

なお、本件につきましては、教育委員会に対する陳情書等の取

扱いに基づき、教育長が内容を確認のうえ、その取扱いを判断した結果、直近の教育委員会へ報告することとしたことから、今般、その写しを配付するものでございます。

次に、2点目でございます。

こちらは、資料はございません。口頭の報告とさせていただきます。

女子小学生に対する声かけ事案について、報告いたします。

7月6日付けで石巻警察署から、7月5日（木）午後5時頃、石巻市鹿又地内の路上において、男性による女子小学生に「この辺に病院ある」との声をかける案件が発生したとの連絡がございました。

なお、男性の特徴といたしましては、年齢が30～35歳、小太り、茶色の長髪、黒色っぽい長そでのシャツ、黒色のサングラス、黒色マスク、青色の乗用車に乗っていたとの報告がされております。

そのほか、石巻管内、特に石巻市内でございます。6月17日から7月5日まで、女性に対する下半身露出案件や女子、男子小学生に対する抱きつきや付きまといなど、4件の事案が報告されております。

なお、石巻警察署からは、その都度2市1町の教育委員会に対し、各学校へ被害に遭ったり事件を目撃した際はすぐに110番通報をするよう依頼がされており、本町におきましても、小・中学校に情報を提供するとともに、注意喚起等について指示しております。

以上でございます。

教育長 その他の報告については、以上でございますが、ただ今の報告について何かご質問ご意見等ございませんか。

その他、委員さんから何かございませんでしょうか。

（発言なし）

教育長 それでは、来月の日程を決めさせていただきたいと思います。

〔8月23日（木）10時ということで調整〕

教育長 23日木曜日ということで組ませていただきます。

以上で、第7回女川町教育委員会会議を終了させていただきます。

14 閉 会 午前10時35分

15 本委員会の議決の次第は、次のとおりであります。

報告第4号「専決処分の承認を求めることについて」（承認）

議案第9号「平成31年度使用教科用図書及び平成31年度使用

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）の採択について」（承認）

16 この会議録の作成者は、次のとおりであります。

教育総務課 参事 伊藤富士子

上記記録の正確なることを認めここに署名する。

平成30年8月23日

会議録署名委員

1 番委員

3 番委員